

事 務 連 絡
平成 2 4 年 2 月 1 7 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「かぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売承認基準の一部改正について」の一部訂正について

平成 2 4 年 1 月 1 9 日付け薬食発 0 1 1 9 第 6 号厚生労働省医薬食品局長通知「かぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売承認基準の一部改正について」において、同通知の本文及び参考中「平成 5 年 1 月 2 9 日薬発第 6 4 号厚生省薬務局長通知」を「平成 3 年 2 月 1 日薬発第 1 0 9 号厚生省薬務局長通知」に改めますので、訂正方よろしくお願いいたします。

(参考別添)

薬食発 0 1 1 9 第 6 号
平成 2 4 年 1 月 1 9 日
(下線部を訂正)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

かぜ薬及び鼻炎用点鼻薬の製造販売承認基準の一部改正について

かぜ薬の製造販売承認基準については、昭和 4 5 年 9 月 3 0 日薬発第 8 4 2 号厚生省薬務局長通知により、鼻炎用点鼻薬の製造販売承認基準については、平成 3 年 2 月 1 日薬発第 1 0 9 号厚生省薬務局長通知により取り扱ってきたところではあるが、薬事法施行令第 8 0 条第 2 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件(平成 2 3 年厚生労働省告示第 1 7 6 号)が告示されたことから、今般、上記の通知の一部を下記のとおりそれぞれ改正し、平成 2 4 年 6 月 1 日より適用することとしたので、貴管内業者に対し周知徹底を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いしたい。

記

- 1 昭和 4 5 年 9 月 3 0 日薬発第 8 4 2 号厚生省薬務局長通知を次のように改めること。
 - (1) 記の 1 の (1) 中「および生薬のみよりなる製剤」を削る。
 - (2) 別紙 (I) の 1 中「および生薬のみよりなる製剤」を削る。
 - (3) 別紙 (I) の 2 の (1) イに次のただし書きを加える。

ただし、生薬のみからなる製剤については、それらに代えて別表の 1 の IV 欄に掲げる地竜を配合しなければならない。
 - (4) 別紙 (I) の 2 の (2) ケに次のただし書きを加える。

ただし、(1) イにある地竜を配合する場合にあっては、IV 欄に掲げる 1 日最大分量を配合しなければならない。
 - (5) 別紙 (I) の 2 の (5) の表の右欄中「別表 I の B 項」の次に「の成分」を加える。
- 2 平成 3 年 2 月 1 日薬発第 1 0 9 号厚生省薬務局長通知を次のように改めること。
 - (1) 別紙の 2 の (1) のエ中「Ⅲ欄、IV 欄又は VI 欄」を「Ⅲ欄又は IV 欄」に改める。
 - (2) 別表 1 の VI 欄を削る。

○昭和45年9月30日薬発第842号厚生省薬務局長通知 (抜) 新旧対照文

(傍線の部分は改正部分)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基準の適用範囲について (1) <u>かぜに関する効能・効果をうたう内服用の薬剤(漢方処方に基づく製剤及び生薬のみよりなる製剤を除く。)</u>は、その成分の如何にかかわらず「基準」が適用されること。 (2) (略) 2～3 (略)</p> <p>別紙(I) かぜ薬の製造(輸入)承認基準 1 かぜ薬の範囲 ここでいうかぜ薬の範囲は、かぜ症候群に対して用いることを目的として調製された内服用薬剤(漢方処方に基づく製剤<u>及び生薬のみよりなる製剤を除く。</u>)とする。 2 基準 (略) (1) 有効成分の種類 ア (略) イ 配合しなければならない有効成分は、別表1のA項に掲げるもののいずれか1種類以上とする。</p> <p>ウ～ク (略) (2) 有効成分の分量 ア～ク (略) ケ 別表1のうち、I欄、II欄、III欄及びIV欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、それぞれ1日最大分量の10分の1とする。</p> <p>コ (略) (3)～(4) (略) (5) 効能又は効果 (略)</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 基準の適用範囲について (1) かぜに関する効能・効果をうたう内服用の薬剤(漢方処方に基づく製剤を除く。)は、その成分の如何にかかわらず「基準」が適用されること。 (2) (略) 2～3 (略)</p> <p>別紙(I) かぜ薬の製造(輸入)承認基準 1 かぜ薬の範囲 ここでいうかぜ薬の範囲は、かぜ症候群に対して用いることを目的として調製された内服用薬剤(漢方処方に基づく製剤を除く。)とする。 2 基準 (略) (1) 有効成分の種類 ア (略) イ 配合しなければならない有効成分は、別表1のA項に掲げるもののいずれか1種類以上とする。<u>ただし、生薬のみからなる製剤については、それらに代えて別表1のIV欄に掲げる地竜を配合しなければならない。</u></p> <p>ウ～ク (略) (2) 有効成分の分量 ア～ク (略) ケ 別表1のうち、I欄、II欄、III欄及びIV欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、それぞれ1日最大分量の10分の1とする。<u>ただし、(1)のイにある地竜を配合する場合にあっては、IV欄に掲げる1日最大分量を配合しなければならない。</u></p> <p>コ (略) (3)～(4) (略) (5) 効能又は効果 (略)</p>

左欄	右欄	左欄	右欄
鼻水、鼻づまり、くしゃみ	別表 1 の B 項	鼻水、鼻づまり、くしゃみ	別表 1 の B 項の成分
(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)		(6) (略)	
別表 1～別表 2 (略)		別表 1～別表 2 (略)	

○平成 3 年 2 月 1 日薬発第 1 0 9 号厚生省薬務局長通知 (抜) 新旧対照文

(傍線の部分は改正部分)

改正前	改正後																	
<p>記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙 鼻炎用点鼻薬製造(輸入)承認基準 1 (略) 2 基準 (略) (1) 有効成分の種類 ア～ウ (略)</p> <p>エ 別表 1 の I 欄、II 欄、<u>III 欄、IV 欄又は VI 欄</u>に掲げる有効成分を配合する場合は、同一欄内においては一種に限る。 (2)～(6) (略)</p> <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>有効成分名</th> <th>最大濃度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 欄～V 欄</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">VI 欄</td> <td><u>乳酸亜鉛</u></td> <td><u>〇・二五</u></td> </tr> <tr> <td><u>硫酸亜鉛</u></td> <td><u>〇・二五</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	有効成分名	最大濃度 (%)	I 欄～V 欄	略	略	VI 欄	<u>乳酸亜鉛</u>	<u>〇・二五</u>	<u>硫酸亜鉛</u>	<u>〇・二五</u>	<p>記</p> <p>1～3 (略)</p> <p>別紙 鼻炎用点鼻薬製造(輸入)承認基準 1 (略) 2 基準 (略) (1) 有効成分の種類 ア～ウ (略)</p> <p>エ 別表 1 の I 欄、II 欄、<u>III 欄又はIV 欄</u>に掲げる有効成分を配合する場合は、同一欄内においては一種に限る。 (2)～(6) (略)</p> <p>別表 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>有効成分名</th> <th>最大濃度 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 欄～V 欄</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	有効成分名	最大濃度 (%)	I 欄～V 欄	略	略
区分	有効成分名	最大濃度 (%)																
I 欄～V 欄	略	略																
VI 欄	<u>乳酸亜鉛</u>	<u>〇・二五</u>																
	<u>硫酸亜鉛</u>	<u>〇・二五</u>																
区分	有効成分名	最大濃度 (%)																
I 欄～V 欄	略	略																